## (財) 鳥取市人権情報センター補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、(財)鳥取市人権情報センター運営費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、(財)鳥取市人権情報センター(以下「センター」という。)が、市民 参画型の手法を取り入れながら部落問題をはじめとする人権問題に関する取組を推進すると ともに、人権問題の解決を図る市民活動に対する支援を行うことにより、差別のない人権尊 重都市鳥取市の実現に寄与するために行う事業の円滑な実施を促進することを目的としてセ ンターに対し交付する。

(補助対象事業等)

- 第3条 本補助金は、次に掲げる事業を対象とする。
  - (1) 部落問題をはじめとする人権問題に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事業
  - (2) 部落問題をはじめとする人権問題に関する調査研究に関する事業
  - (3) 部落問題をはじめとする人権問題に関する啓発及び相談に関する事業
  - (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 本補助金の額は、前項に掲げる事業に要する経費(会費収入、事業収入その他の収入を財源とする経費を除く。)に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。

(実績報告の時期)

第5条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

(雑 則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、人権 政策監が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。平成16年4月1日 一部改正平成18年3月23日 一部改正